

標準小作料据え置き

田 40,000円、畠 11,000円

3年毎に見直している横越村の標準小作料は、本年度は、別表のとおりえ置きとなりました。

小作料は、貸し手と借り手の話し合により決めることになっていますが、標準となるものがなくては決めにくいということで、標準小作料が定められています。

小作料の範囲

小作料は、標準小作料額の30%増しまでの範囲内で両者の話し合いで決めることになりますが、30%を上回った場合は、農地法に基づいて減額勧告をする制度があります。

なお、土地改良費の一般経費については耕作者（借主）負担で小作料が決められています。

農地の貸し借りは正しいルートで

農地の小作契約は、契約を締結した翌日から30日以内に農業委員会に通知することになっていますので忘れずに届出しましょう。（契約内容を変更する場合も同様）

統制小作地の小作料

統制小作料は、45年度に廃止となり、45年度に標準小作料に移行となりましたが、55年度に限り標準小作料の7割指導を行いましたが、本年度は完全に移行となりますので小作料額を変更される方は、両者の印鑑をもって「契約事項変更届」を提出してください。

田の部（10アール当たり）

農地の区分	地域	小作料の標準額	備考
第1地区	藤山の浦田、大谷内、駒込の浦郷、焼山の旧河川を除く村内全域	40,000	水稻収量 547kg
第2地区	藤山の浦田、大谷内、駒込の浦郷、焼山の旧河川地区	31,000	水稻収量 507kg

畠の部（10アール当たり）

農地の区分	小作料の標準額	備考
全 域	11,000	だいこん 収量 2,200kg ばれいしょ 収量 3,500kg

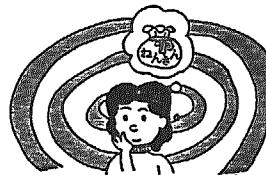
上記標準小作料額の適用は同年4月1日よりとする。

井越 故人
榮吉
80 年令
二本木中
地区
(2月届)

み やく お
み やく お
「川
五十
嵐」
長
ひろ栄
子
新郎新婦
菊藤
谷」
信孝
子
新澤
渦海
市下
地区
(2月届)

お ろよ お
び
春
袋
(2月届)

何か忘れていませんか？



納め忘れた昭和58年度分の保険料は、4月30日までに!!

国民年金に加入しているみなさん（昭和五十八年度（五十八年四月から五十九年三月まで）の保険料は納め終えました）。この四月三十日までなら、納め忘れていた保険料は今、お手元にある納付書で納めることができます。しかし、この日を過ぎると規則により、役場の窓口や金融機関で納めることができます。そのため、直接、社会保険事務所に出向いて納めるか、または納付書を作成してもらい、郵便局で払い込んでもらうことになり大変手間がかかります。

保険料を「未納」としておいたために、老令年金をはじめ

納め忘れはありませんか

けられなかつた……」などと、いうことにならないよう、五十八年度分の保険料は今月三十日までに必ず納めましょ。

県政ボスト (知事へのたより)

さしあげます

青い鳥はがき

郵便局では、身体障害者福祉強調運動にちなみ、特別な意匠の四十円郵便はがき（切手の部分が“青い鳥”を四月二十日から発売します。これはがきは郵便局で販売するほか、重度の身体障害者の方からお申出があり、身体障害の程度が一

にはがきによって県民の意見を求める「県政ボスト」があります。役場窓口に、料金受取人の手帳または二級、満六才以上でこのはがきを希望される方はお近くの郵便局に身体障害手帳を持参し、五月三十一日までにお申出ください。なお、お申出は、代りの方でも、郵便によつても結構です。

払制のはがきが用意されていますので、気軽にご利用ください。

4月保健衛生業務予定

日	曜	時 間	内 容	対 象 者	会 場	対象 地区
4	水	午後1:30 ～2:30	ポリオ予防接種	初回 58.7.1～58.12.31 追加 58.1.1～58.6.30 生れ	横越村 公民館	全村
9	月	午後1:30 ～2:30	三種混合一期 予防接種	56.10.1～57.5.31生れ	〃	〃
11	水	午前9:30～ 午後3:00	母 親 学 級	妊娠届のあった者	〃	〃
23	月	午後1:30～	乳 児 検 診	58年4月・9月 59年1月生れ	〃	〃

お め で も
た
(2月届)